

# 申告相談会場地区別日程表

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
日付	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日
地区	西須恵 東須恵 飯井	牛文 磯上	福里 土師	福岡	服部
申告会場	ゆめトピア長船 2階 リフレッシュスタジオ				
日付	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日
地区	八日市 長船	長浜	鹿忍 千手	牛窓	牛窓
申告会場	ゆめトピア長船	牛窓支所 3階 大会議室			
日付	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日
地区	福谷 虫明	上笠加・下笠加 箕輪・北池	大富・福山 向山・北島	尻海 庄田	東谷 豊原 大窪
申告会場	裳掛コミュニティ	瀬戸内市役所 2階 大会議室			
日付	3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日
地区	尾張 山手 豊安	山田庄	本庄 上山田 下山田	豆田・福元 百田・宗三 福中	地区指定なし
申告会場	瀬戸内市役所 2階 大会議室				
日付	3月16日				
地区	地区指定なし				
申告会場	瀬戸内市役所				

- 相談時間 午前9時～正午、午後1～4時
- ※裳掛コミュニティで申告相談をする日は、市役所2階大会議室での申告相談はありません。
- ※4ヵ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1ヵ所だけです。
- 問い合わせ先 市税務課 ☎0869-22-1114

**要介護認定を受けている人の障害者控除**

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。

▽手続き 印鑑を持参の上、窓口にて備え付けの障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入し、提出してください。

申請後、障害者控除対象者認定書の交付まで、10日程度かかります。

▽認定基準日 平成20年12月31日現在の認定状況によります。

※平成20年12月31日現在で、障害者手帳の交付を受けている人は、障害者手帳で障害者控除を受けることができます。

■問い合わせ・申請先

市福祉課 ☎0869-26-5943

市保健福祉部邑久分室 ☎0869-22-1810

市牛窓支所 ☎0869-34-3431

市裳掛出張所 ☎0869-25-0004

# 確定申告Q&A



- Q. 平成20年中に養老保険の満期がありました。これは申告しなければいけないでしょうか。
- A. 生命保険等の満期や解約の際の一時金は、一時所得に該当し課税対象所得となりますので、申告が必要です。
- 生命保険契約等に基づく一時所得の計算は(一時金+剰余金-割戻金-保険料または掛金の総額-50万円)÷2で求めた金額です(0円以下となる場合一時所得は0円となり、他の所得と損益通算はできません)。一時所得が0円である場合は申告する必要はありません。
- Q. 生命保険契約に基づく年金の受け取りがありました。これは申告しなければいけないでしょうか。
- A. 生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく年金は、雑所得に該当し課税対象所得となりますので、申告が必要です。
- 生命保険契約等に基づく雑所得の計算は(支払金額-年金の支払金額に対応する保険料額)で求めた金額です。
- (0円以下となる場合は公的年金等の雑所得と損益通算することができますが、その他の所得と損益通算することはできません)。
- Q. 平成20年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除にはならないでしょうか。
- A. 医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ないほうの金額を超える額が対象となります。そのため、所得が200万円以下の人であれば、支払った医療費が10万円以下の場合でも医療費控除の対象となる場合がありますので、領収書は必ず保管することをお勧めします。
- なお、医療費控除は支払った医療費が還付されるものではなく、所得税・市県民税の所得控除となります。そのため、所得税等源泉徴収されているものがない場合、還付される金額はありません。
- ※医療費の中には医療費控除の該当にならないものがあります。
- 例) ・インフルエンザの予防接種費用  
・医師の診断書作成費用  
・人間ドックや健康診断の費用(ただし、診断の結果重大な病気が発見され、引き続きその病気の治療を受けた場合は対象になります)  
・差額ベッド料金(ただし、医師の指示により個室に入るなどやむを得ない理由がある場合は対象になります)
- 詳しくは税務署または市税務課市民税係までお問い合わせください。
- Q. 国民健康保険税を支払っていますが、社会保険料控除の対象になりますか。
- また、後期高齢者医療保険料を支払った場合は対象になりますか。
- A. どちらも対象になります。平成20年1月1日から平成20年12月31日までに申告者本人が支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の全額が控除の対象となります。なお、年金から差し引かれた場合は年金受給者の控除となります。
- 年末調整で申請をしなかった人や年金受給者は、確定申告すると保険税などが所得から控除され、所得税・市県民税が少なくなることがあります。
- Q. 障害者手帳を持っていますが、控除の対象になりますか。
- A. 対象になります。給与受給者は年末調整の際に勤務先へ申請して下さい。また、年金受給者等で障害者控除を受けていない人は、確定申告の際に手帳をお持ち下さい。